

玉名市集落支援員業務

公募型プロポーザル方式実施要領

1. 名称

玉名市集落支援員業務

2. 目的

人口減少と高齢化の進展に伴い、空き家や耕作放棄地の増加、地域コミュニティの衰退などが重大な課題となっている。地域に精通する人材の積極的な活用によってこれらの問題への対応や地域の活性化に必要な施策を推進するため、玉名市集落支援員設置要綱に基づき集落支援員を募集する。

3. 募集内容

要綱第2条第2号に規定する委託型支援員 1人

4. 履行期間

令和8年8月1日（委嘱日）から令和9年3月31日まで

5. 提案上限額

3,334,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

6. 応募資格要件

プロポーザル方式に参加できる者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 地域づくりに関心が高く、かつ、地域の実情に精通していること
- (2) 玉名市天水町内に住所があること
- (3) 委嘱日において18歳以上であること
- (4) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しないこと
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者でないこと

7. 質問書の受付、回答

- (1) 受付期間 令和8年4月1日（水）から令和8年4月8日（水）正午まで
- (2) 提出方法 電子メール（送付先アドレス：chiiki-s@city.tamana.lg.jp）
- (3) 提出様式 質問書（様式第2号）
- (4) 回答方法 令和8年4月10日（金）午後5時までに市ホームページに掲載予定

(5) その他

- ①メールの件名は「玉名市集落支援員業務プロポーザルに関する質問」とすること。
- ②メール送付後、到着確認のため連絡すること。
- ③質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。
- ④質問は提出書類に関する事項に限るものとし、評価及び審査に関する質問は受け付けない。

8. 応募要領

提出書類は、A4版で作成し、参加申込関係書類は2部（正本1部、副本1部 ※副本はカラーコピー可）、提案書関係書類は6部（正本1部、副本5部 ※副本はカラーコピー可）提出すること。なお、市が必要と認める場合は、追加資料を求めることがある。

(1) 提出書類

①参加申込関係書類

- ア 参加申込書（様式第1号）
- イ 履歴書（任意様式：中学以降の学歴・職歴、令和3年度～令和7年度に携わった玉名市天水町に関する地域づくり活動など）
- ウ 本人を確認する書類（マイナンバーカードの写しなど）
- エ 未納がないことの証明書（3か月以内に発行された証明書で、市税の未納がないことを示すもの）

②提案書関係書類

- オ 企画提案書【表紙】（様式第3号）
- カ 企画提案書（任意様式）
- キ 見積書（任意様式） 3,334,000円以内（消費税等を含む）

(2) 提出期限 令和8年4月15日（水）午後5時

(3) 提出先 〒865-8501 熊本県玉名市岩崎163
玉名市役所地域振興課

(4) 提出方法 郵送又は持参とする。

- ①郵送の場合は、期限内必着とし、配達されたことが証明できる方法とすること。
 - ②持参の場合は、玉名市役所本庁舎3階 地域振興課に持参すること。
- なお、市の休日を除く午前9時から午後5時までとする。

9. プレゼンテーションの実施

企画提案書等の提出後、参加者からの企画提案に係るプレゼンテーションを実施する。

- (1) 開催日 令和8年4月22日（水）予定 ※時間等は別途通知する。
- (2) 場所 玉名市役所本庁舎 ※集合場所は別途通知する
- (3) 出席者 提案者本人のみ出席を認める
- (4) プレゼンテーションに要する時間 概ね30分程度（提出書類②カの説明10分、質疑

応答20分)とし、企画提案書に沿ってプレゼンテーションを行うこと。

- (5) プレゼンテーションに要する機材 パソコン、モニター (HDMIケーブル及びUSBTypeC-HDMI変換アダプタを含む) は市が準備する。ただし、パソコン及びケーブル・変換アダプタについては、参加者の持ち込みも可とする。
- (6) 参加辞退 参加申込後に辞退する際は、応募辞退届 (様式第4号) を郵送又は持参により提出すること。

10. 審査

- (1) 受託者の選定にあたっては、玉名市集落支援員業務委託事業者選定委員会 (以下「選定委員会」という) を設置して行う。
- (2) 審査基準は、別紙「プロポーザル評価基準表」のとおりである。
- (3) 審査は、プロポーザル審査会で行う。審査の結果、最高点を獲得した者を優先交渉者として決定し、次に得点の高かった者を次点の交渉者として決定する。なお、参加が1者のみであっても、プレゼンテーションを実施し、選定の可否を決定する。

11. 選定結果の通知等

- (1) 審査結果は、プロポーザルに参加した全ての者に文書で通知する。
- (2) 応募状況、審査結果は市ホームページで掲載する。
- (3) 審査及び審査結果や審査の内容に対する問い合わせ、異議等には一切応じない。

12. 契約手続

優先交渉者と契約の交渉 (提案書の修正協議を含む。) を行う。なお、辞退その他の理由で契約ができない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。

13. その他

- (1) 本要領に基づく手続きに関しては、応募者自らの責任と費用負担によりこれを行う。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 市から提示された資料等については、提案書作成に係る検討以外に使用しない。
- (4) 詳細は別記仕様書による。

14. 問い合わせ先

〒865-8501 熊本県玉名市岩崎163

玉名市役所地域振興課

担当：池田・徳丸

TEL：0968-75-1421 FAX：0968-75-1166

E-mail：chiiki-s@city.tamana.lg.jp

表 1

	内容	期日
1	公募（市ホームページに掲載）	令和8年4月1日（水）から
2	質問書の受付期間	令和8年4月1日（水）から 令和8年4月8日（水）正午まで ※メールのみ受け付ける
3	質問に対する回答（市ホームページに掲載）	令和8年4月10日（金）午後5時まで ※予定
4	参加申込関係書類・提案書関係書類の提出期限	令和8年4月15日（水）午後5時まで ※郵送・持参のどちらも必着
5	プレゼンテーション	令和8年4月22日（水）※予定 ※時間・集合場所は別途通知
6	審査結果の発送	令和8年4月24日（金）※予定
7	契約の締結	令和8年6月上旬 ※予定